

豊橋市告示第336号

豊橋市公契約条例施行規則（平成27年豊橋市規則第32号）第4条第2項の規定に基づき、平成28年度における労働報酬下限額を、別表のとおり定める。

平成28年9月30日

豊橋市長 佐原 光一

別表

平成28年度 労働報酬下限額

(平成28年10月1日以後に公告し、又は通知する公契約及び同日以後に公募する指定管理者に係る公の施設の管理に関する協定について適用)

1 工事請負契約

[単位：円（1時間あたり）]

No.	職 種	労働報酬下限額	No.	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2,044	27	普通船員	1,922
2	普通作業員	1,744	28	潜水士	3,422
3	軽作業員	1,341	29	潜水連絡員	2,213
4	造園工	1,791	30	潜水送気員	2,081
5	法面工	2,334	31	山林砂防工	2,400
6	とび工	2,241	32	軌道工	3,328
7	石工	2,484	33	型わく工	2,259
8	ブロック工	2,428	34	大工	2,269
9	電工	1,847	35	左官	2,091
10	鉄筋工	2,091	36	配管工	1,856
11	鉄骨工	2,109	37	はつり工	2,138
12	塗装工	2,203	38	防水工	2,231
13	溶接工	2,438	39	板金工	2,091
14	運転手(特殊)	2,006	40	タイル工	2,184
15	運転手(一般)	1,809	41	サッシ工	2,138
16	潜かん工	2,700	42	屋根ふき工	—
17	潜かん世話役	3,188	43	内装工	2,372
18	さく岩工	2,344	44	ガラス工	2,063
19	トンネル特殊工	2,794	45	建具工	1,922
20	トンネル作業員	2,175	46	ダクト工	1,781
21	トンネル世話役	2,925	47	保温工	2,044
22	橋りょう特殊工	2,503	48	建築ブロック工	—
23	橋りょう塗装工	2,728	49	設備機械工	2,109
24	橋りょう世話役	2,784	50	交通誘導員A	1,228
25	土木一般世話役	2,081	51	交通誘導員B	1,050
26	高級船員	2,391			

※ ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者や労働者等の合意の下、見習い、手元等とし使用者が判断する者については、872円とする。

※ 屋根ふき工、建築ブロック工及び上記の職種にあたらぬ労働者については、860円とする。

2 工事請負以外の契約（業務委託契約・指定管理協定）

労働報酬下限額	860円（1時間あたり）
---------	--------------

※ ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者や労働者等の合意の下、見習い、手元等とし使用者が判断する者については、845円とする。